様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年　2月　15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃながたや  一般事業主の氏名又は名称　　 株式会社永田屋  （ふりがな）　　　　　　 たなか　だいすけ  （法人の場合）代表者の氏名 　 田中大輔  住所　〒194-0211  東京都町田市相原町４１１番地  法人番号　　3012302003569  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 永田屋公式ホームページ  永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く | | 公表日 | 2024年　12月　19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.e-nagataya.com/dx/>  永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く | | 記載内容抜粋 |  **デジタル技術が社会や自社の競争環境に及ぼす影響の認識** 日本社会は少子高齢化が急速に進展し、大きな転換期を迎えています。高齢者人口の増加に伴い、葬儀への需要は今後も増加すると予測される一方で、労働力不足という深刻な課題にも直面しています。   **経営ビジョンの策定**  私たちのビジョンは「2045年までに日本一のライフエンディンググループを築く」ことです。この目標を達成するために、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、業務の効率化とサービスの質の向上を両立させています。  そうすることで、葬儀を通じて人の役に立ち、地域社会に貢献すること、そして共に働く従業員が物心ともに豊かで幸せになり、安心して将来を託せる企業であり続けるという経営理念を大切にしながら、葬祭業界全体の成長を牽引し、日本社会の一部として次世代に向けたさらなる発展を目指し続けます。   **ビジネスモデルの方向性**  今後は、これまで培ってきたクラウドツールやCRMの活用をさらに発展させ、蓄積された業績データやお客様の声をリアルタイムで分析・反映できる環境を整えてまいります。  具体的には、蓄積した顧客情報や稼働データをAIで解析し、お客様のご要望を即座に把握することで、よりお客様に寄り添うサービスの改善や新たな価値の創造へとつなげていきます。これにより、お客様満足度の一層の向上を目指してまいります。  また、これまで培ってきた葬儀のノウハウに加え、DXを基盤とした新しい発想を取り込むことで、「もうひとりの家族のような温かみのあるおもてなし」を時代の変化に即した形で進化させ、未来のライフエンディングサービスをリードする企業を目指します。これからも、デジタル技術による業務効率化と高品質なサービス提供の両立を追求し、お客様に寄り添う付加価値の高い体験を提供し続けてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社は取締役会設置会社ではないため、DX推進に関する施策および方針は、代表取締役、及び、各部門長による経営会議にて承認をいただいたうえで、公式ホームページに掲載しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 永田屋公式ホームページ  永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く | | 公表日 | 2024年　12月　19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.e-nagataya.com/dx/>  **2-1.ライフエンディング事業の拡大に向けた事業戦略** | | 記載内容抜粋 |  **CRM導入による課題解決** 　永田屋では、葬儀サービスの質を向上させ、より多くのお客様に寄り添うための施策を推進しています。その中核をなすのが、顧客管理システム（CRM）の導入です。葬儀業界では、お客様の詳細情報が担当者に集中することが一般的であり、この属人化により「担当者以外はわからない」といった課題が生じることがありました。これを解決するため、弊社では業界に先駆けてCRMを導入しました。お客様一人ひとりの情報をデータベース化することで、社員全員が迅速に情報を共有し、適切なサービスを提供できる体制を整備しました。   **リアルタイムな意思決定の実現** 　CRMの活用により、業績データやお客様からのフィードバックがリアルタイムで経営陣に届くようになり、即時的な経営判断が可能となりました。この仕組みによって、迅速な意思決定とサービスの質の向上を両立しています。   **DXがもたらす成長と社会貢献** 　DXを基盤としたこれらの取り組みにより、弊社の基本方針である「もうひとりの家族のような温かみのあるおもてなし」を実現し、お客様が安心して葬儀を任せられる体制を構築しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社は取締役会設置会社ではないため、DX推進に関する施策および方針は、代表取締役、及び、各部門長による経営会議にて承認をいただいたうえで、公式ホームページに掲載しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.e-nagataya.com/dx/>  **永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く**  **2-3.DX推進のための体制と組織整備** | | 記載内容抜粋 | 永田屋では、DX推進を強力にサポートするための体制を整え、組織全体でDX戦略を推進しています。DX専門の新部門設立や、部署を超えた委員会制度を導入することで、効果的かつ持続的なDXの推進を実現しています。  **DX推進室** 　代表取締役の指導のもと、新たに設立されたDX推進室は、DX推進を専門業務とする部門として、業務効率化や新技術導入をリードしています。また、DX推進委員会の中核を担い、委員会の運営を支援しています。  **DX推進委員会** 　各部署から選出されたメンバーで構成されるDX推進委員会は、横断的にDX戦略を推進する役割を果たしています。現場からの提案をもとに業務改善を図り、全社員を対象としたデジタル技術活用の研修を実施することで、DXに必要な知識とスキルの向上を支援しています。  **関連委員会との連携** 　同委員会は他の委員会（お客様満足度向上委員会、採用委員会など）とも連携し、それぞれの目標達成に貢献することが特徴です。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.e-nagataya.com/dx/>  **永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く**  **2-2.人事戦略–DXを通じた人材育成と生産性向上** | | 記載内容抜粋 | 創業から100年以上にわたり蓄積された歴史とノウハウを活用しながら、現場での業務効率を高め、より高度なサービスの提供を可能にしています。   **従業員とお客様の声の共有** 　お客様や従業員からのフィードバックを積極的に収集し、社内全体で共有する仕組みを構築しています。この取り組みにより、従業員のWell-Beingを促進し、より良い職場環境の形成に努めています。フィードバックをもとに業務改善を行い、サービスの質向上にもつなげています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 永田屋公式ホームページ  **永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く** | | 公表日 | 2024年　12月　19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.e-nagataya.com/dx/>  **永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く**  **4.DXの成果と達成指標** | | 記載内容抜粋 |  **公式アプリのダウンロード数** 　地域密着型サービスを強化するため、スマートフォン向けアプリのダウンロード数を重要な指標としています。アプリを通じてお客様とのつながりを深め、よりきめ細やかなサポートを提供しています。   **働きがいのある会社ランキング目標** 　永田屋は、従業員の働きやすさとやりがいを高めることで、GPTW（Great Place to Work）日本における『働きがいのある会社』ランキングで上位25位以内を目指しています。この取り組みにより、従業員のモチベーションと生産性を向上させ、企業全体の持続的な成長につなげています。   **お客様満足度向上の具体的目標** 　お客様満足度の向上を目指し、『アンケート回答率80％』『お客様満足度97％』を目標に掲げています。オーダーメイドの『世界にたった一つのお葬式』を提供することで、お客様の期待を超えるサービスを実現しています。  (補足) CRMの活用により、業績データやお客様のフィードバックがリアルタイムで経営陣に共有され、迅速な経営判断が可能になります。 さらに、蓄積した顧客情報や稼働データをAIで解析することで、お客様のご要望を即座に把握し、より寄り添ったサービスの改善や新たな価値の創造につなげます。 その結果、付加価値の高い体験を提供できるようになり、顧客満足度の向上に貢献します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　12月　19日 | | 発信方法 | 弊社HPにて公表  <https://www.e-nagataya.com/dx/>  **永田屋のDX戦略で葬祭業界の未来を切り開く**  **代表メッセージ** | | 発信内容 | 日本社会は少子高齢化が急速に進展し、大きな転換期を迎えています。高齢者人口の増加に伴い、葬儀への需要は今後も増加すると予測される一方で、労働力不足という深刻な課題にも直面しています。このような複雑な社会環境の中で、永田屋は『お客様』『社員』『社会』の三方良しを掲げ、伝統を守りながらも未来に向けた挑戦を続けています。  私たちのビジョンは『2045年までに日本一のライフエンディンググループを築く』ことです。この目標を達成するために、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、業務の効率化とサービスの質の向上を両立させています。  デジタル化が遅れていると言われる葬祭業界において、いち早くDXに取り組んだ弊社では、特に従業員の育成に注力し、デジタルリテラシーの向上を重要課題として長年推進してまいりました。その結果、全社員がDX推進に貢献できる体制を整え、現場での迅速かつ高品質な対応を可能にしています。  今後も、葬儀を通じて人の役に立ち、地域社会に貢献すること、そして共に働く従業員が物心ともに豊かで幸せになり、安心して将来を託せる企業であり続けるという経営理念を大切にしながら、葬祭業界全体の成長を牽引し、日本社会の一部として次世代に向けたさらなる発展を目指し続けます。  代表取締役 田中大輔 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～　現在継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、情報処理システムにおける課題を把握しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年　～　現在継続実施中 | | 実施内容 | SECURTIY ACTION制度に基づき、2024/12/18に二つ星の自己宣言を実施しております。  また、プライバシーマークを2018年に取得し、現在まで更新を継続しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。